

入院時食事療養費の自己負担額変更について（お知らせ）

標記について、既に事業主宛及び当組合ホームページにてお知らせしておりますとおりとおり平成28年4月1日より健康保険法が一部改正されます。

これに伴い、厚生労働省より下記のとおり改めて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

平成28年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わり、 新たに調理費の負担が追加されます

- ・平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。
- ・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円	→ 360円	→ 460円
②	住民税非課税 の世帯に属す る方(③を除く)	210円	負担額の引き上げは行いません	
③	②のうち、所得 が一定基準に 満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。